

(平成27年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 1 号

今通常国会に提出された安全保障法制等の法案の廃案を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年9月14日

習志野市議会議長

木村孝浩様

| | | |
|-----|----------|------|
| 提出者 | 習志野市議会議員 | 谷岡隆 |
| 賛成者 | 〃 | 中央重則 |
| 〃 | 〃 | 木村孝 |
| 〃 | 〃 | 宮内一夫 |

今通常国会に提出された安全保障法制等の法案の廃案を求める意見書

安倍政権は、安全保障法制や自衛隊の海外活動等に関連する法制を大きく改変する法案（以下あわせて「安保法案」という。）を今通常国会に提出した。7月16日に衆議院本会議で採決が強行されたのは、大変遺憾である。

党首討論、安保法制特別委員会や憲法審査会での質疑、参考人質疑などを通じて、安倍政権による安保法案の立憲主義を否定する姿が浮かび上がった。

安保法案が国会に提出されて4カ月近く、参議院に送られてからだけでも2カ月近くたつのに、国民は安倍政権の「説明」に納得するどころか、反対の声が広がり、各地各界で大規模な反対運動が巻き起こっている。報道機関の世論調査では、安保法案の今通常国会での成立に「反対」の意見が半数を超えている。

安倍首相らは国民に説明すると言うが、肝心の「説明」自体が二転三転している。集団的自衛権行使の必要性の説明で、安倍首相は「米艦による邦人輸送」を例に挙げたが、中谷元防衛大臣は米艦に日本人が乗っていないなくても集団的自衛権行使はあり得ると答弁した。「ホルムズ海峡の機雷掃海」も、当のイランが機雷封鎖はあり得ないと言い出している。これでは、安倍政権の「説明」を幾ら聞いても、国民が納得できないのは当然である。

米軍の戦争を後方支援するために自衛隊が輸送する武器・弾薬には核兵器まで含まれ得ることや、自衛隊の制服組は既に安保法案の成立を見越して南スーダンPKOでの「駆けつけ警護」や南シナ海での「警戒監視」まで検討していたことなど、安倍政権による安保法案の危険性はいよいよ明らかとなっている。それにもかかわらず、「戦争法案」だなどというのは国民の「大きな誤解」（菅義偉内閣官房長官）だと言い張る安倍政権の姿勢は、国民の不安に応える姿勢とは程遠いものである。

この間、「憲法を法律に合わせた」（中谷元防衛大臣）、「マスコミを懲らしめる」（大西英男衆院議員）、「法的安定性は関係ない」（磯崎陽輔首相補佐官）などの発言が大問題になっている。2年前には、麻生太郎副総理の「ワイマール憲法がいつの間にかナチス憲法に変わった、あの手口を学んだらどうか」との発言もあり、安倍政権の深刻で根深い立憲主義否定体質は極まっている。

今、審議継続中の参議院において、政権与党は強行採決を行おうとしている。先に述べたように、さまざまな問題を抱えた安保法案を今通常国会で成立させることに断固反対する。

よって、本市議会は国に対し、立憲主義を守るために、今通常国会に提出された安保法案の廃案を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成27年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 2 号

習志野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年9月29日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者 習志野市議会

議会運営委員長 帯包文雄

習志野市議会会議規則の一部を改正する規則

習志野市議会会議規則（昭和57年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

本案は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、所要の改正を行うものである。

(平成27年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 3 号

「マイナンバー制度」の運用中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年9月29日

習志野市議会議長

木村孝浩様

| | | |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 習志野市議会議員 | 入沢俊行 |
| 賛成者 | 〃 | 谷岡隆 |
| 〃 | 〃 | 荒原ちえみ |
| 〃 | 〃 | 立崎誠一 |
| 〃 | 〃 | 宮内一夫 |
| 〃 | 〃 | 藤崎ちさこ |

「マイナンバー制度」の運用中止を求める意見書

日本国内に住民票を持つ全ての人に、生涯不変の12桁の番号を割り振る「社会保障・税番号制度」（マイナンバー制度）は、本年10月より市区町村からの番号通知が行われ、来年1月から一部運用が開始される予定である。

平成25年に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）では、利用範囲が「税・社会保障・災害対策」に限られていたが、運用開始前から、預金口座、健康診断・予防接種などの情報まで拡大されることになっている。

実施に向けて企業も、アルバイトも含めた全従業員の膨大な番号の厳格な管理が求められるため、システムの更新や整備、人員配置などで重い負担を強いられることになる。しかし、政府が「国民の利便性向上」を強調しても、企業にも国民にもマイナンバーによる恩恵はほとんどなく、マイナンバーを活用して手続する機会は年に一度あるかどうかである。

それでも、拙速な運用を開始する理由は、国民の所得・資産を掌握し、徴税を強化するとともに、社会保障給付の厳格なチェックが狙いとされている。富裕層の資産隠しを追跡する仕組みなどは整備されず、専ら一般の国民を監視するための制度と言わざるを得ない。

その一方で、不正アクセスによる日本年金機構の年金情報流出問題や東京商工会議所での会員等の個人情報流出が続いており、「対策を強化する」、「万全を期す」などと強調しても現在の技術では防ぐことが困難とされ、不正アクセスを避けることはできないと言われている。重要な個人情報が集約されているマイナンバーが、万一流出するようなことになれば、極めて深刻な事態となることは、制度を導入しているアメリカや韓国の例からも明らかである。

よって、本市議会は国に対し、「マイナンバー制度」の運用を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成27年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 4 号

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉撤退を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年9月29日

習志野市議会議長

木村孝浩様

| | | |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 習志野市議会議員 | 荒原ちえみ |
| 賛成者 | 〃 | 谷岡隆 |
| 〃 | 〃 | 立崎誠一 |
| 〃 | 〃 | 入沢俊行 |
| 〃 | 〃 | 宮内一夫 |
| 〃 | 〃 | 藤崎ちさこ |

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉撤退を求める意見書

ハワイでの環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）閣僚会合が、「大筋合意」に至らなかったのは、各国で「ＴＰＰでは国益を守れない」とする国民の批判が広がっていることのあるためである。一部の多国籍大企業の利益にはなっても、関係国の国民生活向上には結びつかないことが明らかにされてきている。

アメリカが医薬品特許の保護期間１２年を譲らないことに対し、後発薬（ジェネリック）製造を切望する大半の国々が、アメリカに反発したのが「合意」見送りの理由とされている。つまり、アメリカも自国企業の利益のための強硬な姿勢を示したのである。

ところが、日本政府は、主食米の輸入枠を５万トン拡大するなど、農産物重要５品目を含めた農業分野で、アメリカに大幅な譲歩が行われたと報道されていることは重大である。

国会決議（平成２５年４月１９日）では、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの」重要品目は、「除外又は再協議の対象とする」としており、「国会決議を守るのは民主主義の根幹だ」、「国民への背信行為」と、農業関係者からの強い怒りの声が上がっている。

今、必要なのは、交渉経過や合意内容を国民に明らかにするとともに、自民党の「ＴＰＰ交渉参加に反対」との公約や国会決議との整合性を検証することが重要である。アメリカの要求に従い、「早期妥結」に突き進むことは、絶対に許されるものではない。

よって、本市議会は国に対し、国民の暮らしと地域経済、主権が脅かされるＴＰＰ交渉から、直ちに撤退するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。